

## 高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例 条文と解説

(平成28年4月1日)

### (前文)

高岡は、17世紀初頭の加賀藩政時代の銅器、漆器といった伝統産業を起源とした「ものづくりのまち」である。その精神は、アルミをはじめとした金属関連産業や化学・薬品、紙・パルプ、機械などの近代産業に受け継がれ、こうしたものづくり産業を中心に商業・サービス業、農林水産業など様々な産業が集積する日本海側有数の産業都市として、発展を遂げてきた。これらの活発な経済活動は、雇用機会や労働意欲を創出し、市の活力を生み出すとともに、市民の豊かな生活を支える大きな役割を担っている。

市民生活の向上のため、産業の振興を図っていくには、高岡が有するものづくりの技、文化遺産、伝統工芸及び高速交通網の結節点であることの地理的な優位性などの地域資源を最大限に活用するとともに、個々の事業者にあっては、経済的、社会的な環境の変化に柔軟に対応し、新たな事業活動に取り組んでいくことが必要である。併せて、地域に密着して本市の産業と市民の生活を支えている小規模企業の持続的な発展が重要である。

こうした認識を地域全体で共有し、一体となって本市の産業振興と小規模企業の持続的発展を図り、安定的で豊かな地域社会を実現するため、この条例を制定する。

### 【解説】

前文は、高岡市の産業の歴史や特色、条例を制定する背景を示すとともに、産業とそれを構成する小規模企業が果たしている役割やその重要性、市の産業振興等に対する姿勢など条例全体の考え方を明示しています。

(目的)

第1条 この条例は、本市において産業の振興が、地域社会に果たす役割の重要性と、中でも地域に密着して事業を営む小規模企業の重要性に鑑み、産業の振興と小規模企業の持続的な発展（以下「産業振興等」という。）に関し、その基本理念を定め、市の責務及び事業者その他産業関係者の役割を明らかにすることにより、本市の産業振興等を総合的かつ一体的に推進し、もって地域経済の循環、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の目的を規定しています。

この条例は、産業の振興と小規模企業の持続的な発展（産業振興等）に関する基本理念と関係者の役割を定めたものであり、直接的には、産業振興等を総合的かつ一体的に推進することを目的とし、それを通じて地域経済の循環、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的としています。

「地域経済の循環」には、地域内での資金調達、商品、サービスの活用による資金的な循環のほか、経済活動の中での資源の循環を含みます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む者で市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
- (5) 産業関係団体 商工会議所、商工会、観光協会、農業協同組合その他の産業の振興を目的とする団体をいう。
- (6) 地域金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。

【解説】

本条では、本条例中での産業関係者の定義を規定しています。

第1号は、「事業者」を定義しています。県外に本社を有する場合であっても、市内に事務所又は事業所が開設されていれば、地域の経済や雇用等に一定の役割を果たしているものとして、対象とすることとしています。

第2号及び第3号は、「中小企業者」及び「小規模企業者」を定義しています。引用している中小企業基本法については、次のとおりです。

中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの  
(中略)
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

なお、本条例中において「中小企業」・「小規模企業」は中小の企業又は小規模の企業を総括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」・「小規模企業者」は個別の会社や個人を指す場合に用いています。

第4号「大企業者」とは、第2号の中小企業者以外の事業者をいいます。

第5号は、「産業関係団体」を定義しています。

商工会議所や商工会などの支援機関のほか、観光、農業に関しては観光協会や農業協同組合をいい、「その他の産業の振興を目的とする団体」には、各産業において設立されている組合や、工業団地等で設立された組合などを言います。

第6号「地域金融機関」とは、市内に本店、支店を有する銀行、信用金庫などの金融機関をいいます。

(基本理念)

第3条 産業振興等は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 事業者の自主的な努力のもと、その創造的な活動を活かすとともにその経営の向上、改善又は安定化を促進すること。
- (2) 創業及び事業承継を促進し、地域の多様な産業の維持を図ること。
- (3) ものづくりの技その他の本市が有する地域資源を活用し、又は発信すること。
- (4) 小規模企業者について、その自主的な努力のもと、多様な主体との連携と経営資源の有効な活用により事業の持続的発展を図ること。
- (5) 市、国、県、周辺自治体、事業者、産業関係団体、地域金融機関、研究機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協力すること。

【解説】

本条は、産業の振興及び小規模企業の持続的発展について、地域が一体となって取り組むに当たって基本とする考え方（基本理念）を定めています。後述の市や関係者の役割等においても、これらにのっとったものとなっています。

(第1号)

事業者について、経済的、社会的な環境の変化に柔軟に対応していくため、その自らの努力を基本としながら、新技術、新商品、新サービスの開発や新たな地域活動などの創造的な活動のほか、製品等の高付加価値化、販路の拡大などの経営向上の取組み、厳しい状況にある事業者の経営状況の改善の取組み、事業継続を図る経営安定化の取組みを促進していくことを規定しています。

(第2号)

産業の厚みを維持し、本市経済が豊かな市民生活を支え続けていくため、創業を支援し、新たな事業者の輩出と新たな産業の創出を促進するとともに、後継者不足等で事業者が廃業することによる経営資源の散逸を防ぐ円滑な事業承継を促進することを規定しています。

(第3号)

地域資源とは、市内の事業者の持つものづくりなどの技術のほか、市内の歴史文化や自然景観などの観光資源、高速交通網の結節点であることの優位性などを

います。これらを活かした新技術・新製品開発や、国内外への発信などを通じて、観光面を含む地域経済の活性化を図るとともに、地域内に集積する事業者、市民間においても活用を進めることで、地域内の経済循環を図ることを規定しています。

(第4号)

事業者の中でも小規模企業者は、本市の事業者の大部分を占めるとともに製造工程や日常生活において重要な役割を果たしています。また、小規模企業振興基本法においても、経済社会情勢が変化の中で、自立的で個性豊かな地域社会の形成等においてその活力が最大限に発揮されることの必要性が増大しているとされています。

これらを受け、本条例においては、小規模企業者について、自らの努力を基本としながら、市や産業関係団体等が連携して支援するとともに小規模企業者自らが持つ経営資源を有効に活用して、事業の持続的な発展を図ることを規定しています。

(第5号)

市のほか、市内の産業関係団体、地域金融機関、研究機関、教育機関はもとより、国、県、さらに広域観光を含め、産業的につながりのある周辺自治体とも連携・協力して産業振興等を推進することを規定しています。

小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）

（基本原則）

第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展を図られることを旨として、行われなければならない。

(産業振興等の指針)

第4条 市は、産業振興等に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 前項の指針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 産業振興等に関する基本的な方向
- (2) 産業振興等のために講ずる施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興等のために必要な事項

3 市は、新たに指針を定めたとき又は前項第1号若しくは第2号の事項について変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**【解説】**

本条では地域が一体となって、基本理念にのっとり、産業振興等の取り組みを進めるため、市が産業振興等に関する基本的な方向や施策を定めた指針を策定することを規定しています。

高岡市産業振興ビジョンがこの指針に当たります。（平成28年4月現在）

(市の責務)

第5条 市は、産業振興等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、産業振興等のための施策の実施に当たっては、国、県、周辺自治体、事業者、産業関係団体、地域金融機関、研究機関、教育機関及び市民と連携して取り組むものとする。

3 市は、地域産業において重要な役割を担う小規模企業者に対し、主に産業関係団体及び地域金融機関と連携しながら、その持続的発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条では、産業振興等に関する市の責務を規定しています。「責務」とすることで他の役割よりも強い位置づけとしています。

(第1項)

市は、第4条に規定する指針の策定を含め、総合的、計画的な施策展開を行うこととしています。

(第2項)

市は、施策の実施に当たっては、国、県、産業関係団体、地域金融機関をはじめとする幅広い関係機関と緊密に連携しつつ行うこととしています。

(第3項)

小規模企業振興基本法を踏まえ、市は、小規模企業の持続的発展に資する施策を講じ、事業の持続的発展が図られるよう努めることとしています。

小規模企業者と近い位置にある商工会議所、商工会などの団体や地域金融機関との連携を基本に、小規模企業者の状況に応じ、国、県の事業の活用や小規模企業者と教育機関・研究機関とのつなぎを行うこととしています。

●具体的な取組例

- ・新産業創造プラットフォームによる市を総合窓口とした関係機関との支援体制
- ・商工会議所や商工会、金融機関等とのネットワークによる創業者支援
- ・祭り・イベント、観光ガイド対応など、市民協働による観光推進 ……など



(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者及び小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応するため、自らの経営資源を有効に活用し、経営の向上、改善又は安定化を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、自らの事業活動を通じてものづくりの技その他の本市が有する地域資源の活用及び発信に努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、事業活動、人材の育成及び事業の承継を通じて地域産業の持続的な形成及び発展に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、地域が一体となって産業振興等に取り組む中で、中小企業者及び小規模企業者の役割を規定したものです。

中小企業者の定義の中には小規模企業者を含みますが、小規模企業者を意識し、「中小企業者及び小規模企業者」と表現しています。

(第1項)

地域社会を担う中小企業者及び小規模企業者は、人口減少や国際化等、経済的社会的環境の変化に対応するため、当事者として経営資源を活かし、自らの努力と創意工夫により経営の向上、改善、事業継続のための安定化に努めることを規定しています。

(第2項)

事業活動に当たって、地域が持つ資源を活用し、域内での取引の活性化を促進するとともに、その事業活動を通じて地域の持つ魅力を域外へと発信することを規定しています。

また、第1項の自らの経営資源を活用した取組みや、第2項の地域資源を活用した取組みの中で新技術、新商品・新サービスの開発などの創造的な活動が行われることが期待されます。

(第3項)

人口減少社会において、地域の産業を継続していくため、事業活動を通じて自らの持つ技術等を引き継ぐ人材育成、事業承継に取り組み、地域産業の持続的な形成及び発展に貢献することを規定しています。

●期待される事例

- ・ 伝統的な技術や新素材等を活かした新技術・新製品開発や販路開拓、国際展開
- ・ 事業継続のための基盤強化や経営の見直し
- ・ 飲食・宿泊業における観光地紹介やクラフト食器の活用
- ・ 次世代の担い手育成、円滑な事業の引継ぎ、伝統産業における希少技術の継承

……など

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、積極的に中小企業者及び小規模企業者と連携し、及び協力して事業活動を行うことを通じて地域産業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業者及び小規模企業者と相互に技術、製品及びサービスの活用を図るよう努めるものとする。

【解説】

本条は、地域が一体となって産業振興等に取り組む中で、多くの労働者を雇用し、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有している大企業者の役割を規定しています。

(第1項)

大企業者の事業展開には、中小企業者及び小規模企業者の協力や役割分担等が欠かせないものであり、その事業活動において、市内中小企業者及び小規模企業者とともに発展していくよう、中小企業者との連携や協力を努めることを規定しています。

(第2項)

市内の中小企業者及び小規模企業者と相互に製品やサービスを積極的に利用するよう努めることで、地域経済の循環及び地域産業の発展に貢献することを規定しています。

●期待される事例

- ・ 中小・小規模企業と合同グループによる取組み
- ・ 中小・小規模企業からの提案を活かした新たな事業展開
- ・ 大規模商業施設などにおける地元企業のイベント開催
- ・ 大企業の地元調達拡大（地元企業との取引増） ……など

(産業関係団体及び地域金融機関の役割)

第8条 産業関係団体及び地域金融機関は、事業者の創造的な活動、経営の向上、改善又は安定化を図る取組みを積極的に支援するよう努めるものとする。

2 産業関係団体及び地域金融機関は、創業及び事業承継を支援するよう努めるものとする。

3 地域金融機関は、事業者の経営の改善及び安定化を図るため、資金の円滑な供給と経営相談を通じて事業者を支援するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、地域が一体となって産業振興等に取り組む中で、商工会議所、商工会等の産業関係団体と金融機関の役割を規定したものです。

(第1項) (第2項)

商工会議所、商工会等の産業支援団体や産業関連の組合、地域金融機関について、事業者への積極的な支援と創業及び事業承継に対する支援に努めることを規定しています。

(第3項)

事業活動を行う上で、円滑な資金の調達は不可欠なものであることから、特に金融機関については、円滑な融資による経営安定化の支援とコンサルティング機能の発揮を一体として行い、事業者の経営改善、安定化に協力することを規定しています。

●期待される事例

- ・ 経営指導員による分析、課題解決のアドバイス・助言などの伴走支援
- ・ 関係機関と連携した創業者等の掘り起しと支援
- ・ 金融機関におけるコンサルティング機能の発揮、資金面の支援（円滑な供給）

……など

(研究機関及び教育機関の役割)

第9条 研究機関及び教育機関は、研究成果の地域産業への還元、技術支援による事業者との連携及び教育活動等を通じた産業振興等に資する人材育成により、産業振興等に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、地域が一体となって産業振興等に取り組む中で、研究機関や教育機関の役割を規定したものです。

研究機関は、例えば富山県工業技術センター、富山県ものづくり研究開発センター、富山県総合デザインセンターなどをいい、新技術や新サービスを開発しようとする事業者に対し、相談や技術開発等に協力することや市場を意識した研究などに努めることを規定しています。

教育機関は、富山大学（芸術文化学部）、高岡工芸高校、高岡商業高校などをいい、地域の次世代を担う人材育成などを期待するものです。

●期待される事例

- ・研究機関による起業シーズ、市場ニーズに対応した研究と成果の活用
- ・地場産業に関する教育活動や産業に関するイベント開催・協力 ……など

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、産業振興等が豊かで活力ある地域社会の形成及び持続並びに市民生活の向上に寄与することについて理解を深め、産業振興等に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、ものづくりの技その他の本市が有する地域資源及び地域産業の理解を深め、地域の魅力の発信に努めるものとする。

【解説】

本条は、地域が一体となって産業振興等に取り組む中で、市民の理解と協力について規定したものです。産業振興等が地域経済と豊かで活力ある地域社会の形成及び持続に欠かせないものであり、市民生活の向上に寄与するものであることを理解し、産業振興等へ協力するよう努めることを規定しています。

(第1項)

市や産業関係団体の産業振興施策に協力することのほか、できるだけ地域の事業者の製品やサービスを購入することや、事業者の地域活動に参加することを通じた地域の産業振興等への協力を期待するものです。

(第2項)

ものづくりの技をはじめとした本市の有する産業の魅力のほか、名所や祭りといった観光資源を含めた自らの地域の魅力を理解し、その魅力を市外の友人知人等へ発信することや来訪者に対するおもてなしを期待するものです。

●期待される事例

- ・ 産業振興施策への協力、事業者が実施する地域活動への参加
- ・ 地域の事業者の製品やサービスの購入
- ・ 高岡の魅力の市外の友人知人等への発信、来訪者に対するおもてなし
- ・ 次世代を担う子供たちへの魅力ある地域産業の啓蒙

(産業振興委員会の設置)

第11条 第3条の基本理念の実現及び産業振興等に関し、調査審議するため、高岡市産業振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第12条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち団体又は法人等の役職員であることによって委嘱された委員が当該役職員の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(組織及び運営)

第14条 前2条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【解説】

本条例の推進を図り、基本的施策の実施について審議する機関として産業振興委員会を設置します。

委員会は、学識経験者、市議会議員、産業に関係する団体の役職員、その他の本市の産業に関わる者によって構成され、本市産業の活性化や施策の推進、本条例の見直しなどについて調査審議を行います。

この委員会は、市長が諮問機関として設置する第3者機関としての役割を担い、地方自治法（第138条の4）に規定される市長の附属機関として位置付けられます。

組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めることとしています。

(関連規則：高岡市産業振興委員会規則)

(財政上の措置)

第15条 市は、産業振興等に関する施策を実施するための必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

市の責務を果たすため、具体的な施策の実施に必要な財源確保に努めることを明らかにしています。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。